

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認事項

1. お客様への確認が必要な取引

- (1) 口座開設、貸金庫、保護預り、金銭の借入れ、有価証券などのお取引を開始される時
- (2) 200万円を超える大口現金取引をされる時
- (3) 10万円を超える現金による振込をされる時

※当金庫の判断により、上記取引以外でもお取引時の確認をさせていただく場合があります。

2. 改正に伴い新たに追加される確認事項（2013年4月1日以降）

	個人のお客様	団体のお客様	
		人格なき社団・財団 ※1	法人格のある団体（上場会社を除きます） ※2
従来の 確認事項	○氏名、住所、生年月日	○お取引を担当される方の氏名・住所・生年月日	○団体名称、本店または主たる事務所の所在地 ○来店された方の氏名・住所・生年月日
	※運転免許証、健康保険証などの公的書類を提示していただきます。	※運転免許証、健康保険証などの公的書類を提示していただきます。	※団体については、登記事項証明書などの公的書類を提示していただきます。 ※来店された方については、運転免許証、健康保険証などの公的書類を提示していただきます。
新たに 追加される 確認事項	○取引を行う目的 ○職業 ○代理権（ご本人以外の方が来店された場合）	○取引を行う目的 ○事業内容	○取引を行う目的 ○事業内容 ○代表権を有する方の氏名、住所、生年月日 ○代理権
	※取引を行う目的および職業については、金庫所定の方法によりご申告いただきます。 ※代理権については、ご本人のために取引を行っていることを書面等（住民票や戸籍謄本等）により確認させていただきます。	※金庫所定の方法によりご申告いただきます。	※取引を行う目的および代表権を有する方の氏名、住所、生年月日については、金庫所定の方法によりご申告いただきます。 ※事業内容については、登記事項証明書などを提示していただきます。 ※代理権については、団体のために取引を行っていることを、当該団体が発行した社員証（組合員証）や委任状等により確認させていただきます。

※1 法人登記されていない労働組合等が該当します。

※2 法人登記されている労働組合や福祉事業団体等が該当します。なお、非上場の株式会社等の場合には、一部取扱いが異なります。